

研究ノート

20世紀初頭のイタリア労働運動と社会党改良派 (1901—1902年)

横山 隆作

1はじめに

既に1892年の綱領において自らを、「他のすべての党から独立した、労働者階級の党」と規定していたイタリア社会党は、1901年と1902年に国会において、純然たるブルジョア的性格の政府・ザナルデッリ内閣を閣外から支持した。ところが他方で、イタリア社会党は、19世紀末の弾圧の後、この20世紀初頭に大きく盛り上った労働農民運動の核となって、階級闘争を展開している。

本稿は、このような矛盾した様相におけるイタリア社会党改良派の人々の考え方を焦点とした研究ノートであり、これはまた19世紀末から20世紀初頭にかけてのイタリア労働運動史研究という筆者の課題の一部分をなしている。

2 イタリア社会党最小限綱領

19世紀最後の年1900年の6月3日、10日に、イタリア下院総選挙が行なわれた。有権者数220万人(総人口の6.9%)、投票率58.3%という極めて制限された選挙であったが、イタリア社会党は前回(1897年総選挙)よりも17議席増の33議席(得票率13%)を獲得した。他の政治勢力は、立憲君主制・政府派296議席、立憲君主制・反政府派116議席、議会極左派(急進派34議席、⁽¹⁾共和党29議席、社会党33議席)計96議席であった。

同年7月29日、ミラノの北約10kmのモンツァにおいて、国王ウムベルトI世が無政府主義者ガエターノ・ブレーシ(Gaetano Bresci)によって暗殺され、ヴィットリオ・エマヌエーレIII世が国王となった。

1900年9月8~11日、ローマにおいてイタリア社会党第6回大会が235支部からの221代表の出席をえて開催された。この大会で社会党は、1897年9月の第5回ボローニャ大会以来の懸案であった最小限綱領(il programma minimo)を採択した。この最小限綱領は、抽象的であった1892年社会党結成時の綱領(これを最大限綱領il programma massimoとよぶ)を具

体化しようとするもので、ドイツ社会民主党エルフルト綱領をお手本としていた。最小限綱領の起草者は、改良派の中心人物フィリッポ・トゥラーティ (Filippo Turati) とクラウディオ・トレヴェス (Claudio Treves)，カルロ・サムブッコ (Carlo Sambucco) の3名で、彼らの説明によれば、最大限綱領が目的を示すとすれば、最小限綱領は手段を示すものであり、当面の社会改良と権利要求のリストであった。

最小限綱領は、I. 政治改革，II. 経済改革，III. 行政・税制改革の3部22項目からなっており、要約すれば以下のとおりである。⁽²⁾

I. 政治改革：民主主義国家、そこではプロレタリアートは資本家に対して、政治的、法律的に、眞の平等を自覚する。

1. 普通選挙、比例代表制、一般投票 (referendum)。2. 全公職は、選挙されるもの、罷免されるもの、責任あるもの、報酬を与えられるものであること。3. 言論、出版、集会、結社の自由。4. 労資間紛争における国家の絶対的中立。5. 両性の政治的、法律的平等。6. 国民武装 (Nazione armata)，植民地放棄。7. 世俗的国家 (宗教予算の廃止)。8. 政治的、行政的地方分権。9. 裁判と警察に対する市民の保護の増大。

II. 経済改革

10. 労働保護立法、とりわけ婦人・児童労働保護。11. 労働災害法の改善、労働者保険制度の改良。12. 労働争議仲裁制度。13. 公共事業の労働者協同組合への許可。14. 小作契約の改良。15. プロレタリアの移民の自由と保護。16. 運輸業、鉱山業等の国有化。17. 不耕地の没収と勤労者団体への信託。18. 労働省庁と組織労働者代表の参加。

III. 行政・税制改革

19. 初等5年間の無償・世俗的義務教育等の教育改革。20. 公衆衛生等。21. 救貧事業の改革。22. 穀物関税・消費税廃止等の税制改革。

注

(1) 馬場康雄「ジョリッティ体制の危機（一）」、東京大学社会科学研究所『社会科学研究』第31巻2号(1979年7月号)、48頁。この当時の他の国の有権者／総人口比率を見ると、イギリスが16.3%，フランスが28%，ドイツが21.8%となっている。また投票率が低いのは、カトリックの棄権があったため。同論文、47、50頁。

(2) Franco Livorsi (a cura di), "Filippo Turati, Socialismo e riformismo nella storia d'Italia, Scritti politici 1878-1932", Feltrinelli, Milano, 1979, pp. 103~109.

3 ジェノヴァのゼネラル・ストライキ

1900年12月18日、リグーリア州ジェノヴァ県知事ガッローニは警察を通じて、ジェノヴァ、サムピエルダレーナ、セストリポネンテ各地のカーメラ・デル・ラヴォーロ (Camera del

Lavoro, 労働会議所, 以下時に CdL と略記) ⁽³⁾ に対して, その解散を命令した。その理由は, ジェノヴァ他のカーメラ・デル・ラヴォーロは既に1896年12月8日に, 「労働の自由」に関する違法活動のため解散および再建禁止を命令されているにもかかわらず, またしても再建されているというものであった。警察は12月19日, ジェノヴァ CdL 加盟の8つの改良同盟 (Lega di miglioramento) の帳簿を押収した。これらの改良同盟というのは, いずれも港湾荷役, 沖仲士関係の労働組合であり, 港湾労働者総数約6,000人中3,600人が加盟し, 加盟費2.5~15リラ, 月間組合費1~2.5リラを払って組織を維持し, 賃金率の設定などの労働組合活動を行っていた。

1900年12月20日朝, 全ての港湾労働者が一斉に抗議ストライキに入った。同日, かつてジェノヴァ CdL の初代書記長を勤め, 現在サムピエルダレーナ選出の社会党下院議員であるピエトロ・キエーザ (Pietro Chiesa) は, サラッコ (Giuseppe Saracco) 首相に電報を打った。

「ジェノヴァ, サムピエルダレーナ, セストリのカーメラ・デル・ラヴォーロといくつかの経済的団体の恣意的な解散は, 今朝, 全国の商業に測り知れぬ損害を与える事態の原因となるであろうところの, 労働からの労働者の総体的棄権を惹起した。労働の即時の回復と人心の安定について至急配慮されたい。ただちに県知事命令を取消す必要がある。階級の差異なく任命されたジェノヴァ市民の仲裁委員会の審理にカーメラ・デル・ラヴォーロの労働者を従わせることを提案する。」⁽⁴⁾

しかしサラッコ首相は, 調停はできないと回答した。

翌21日の昼, 県知事側は譲歩して, 改良同盟の帳簿を返還し, カーメラではなくコミタート・デル・ラヴォーロ (Comitato del Lavoro) と名称変更し, かつこのコミタートの新執行部が旧 CdL 執行部と全く違う顔ぶれならば, 組織を認めてよいという条件をストライキ委員会に示した。この日にはストライキは, ジェノヴァと近隣の金属工場や造船所にも波及し, ストライキ参加者は1万8千ないし2万人にも達し, また一般市民もストライキに好意的であったので, この地方はゼネラル・ストライキの状態となった。⁽⁵⁾

22日, ストライキ委員会は完全勝利までストライキを続行することを決議した。

23日の朝, ジェノヴァでは改めてカーメラ・デル・ラヴォーロの執行部選出選挙が, 9,000人余の労働者によって行われ, ほぼ全員一致で旧執行部が再選され, さらに同日午後, ジェノヴァ市最大のカルロ・フェリーチェ劇場で, カーメラ・デル・ラヴォーロ再建大会が行われた。ピエトロ・キエーザはこの時, 「ジェノヴァのストライキは, その示威の偉大性, 荘厳性, 重要性によって, 全世界の労働者の年代記に, 名高くも時代を画するものとなろう」と, いささか誇大な演説を行った。⁽⁶⁾

翌12月24日にストライキは解除され, 仕事が始めたが, とにかく労働者側の完全勝利であった。

このジェノヴァのゼネラル・ストライキは中央政局に重大な影響を与えた。

下院では1901年1月末、ソニーノ（Giorgio Sidney Sonnino, 1847年生～1924年没、立憲君主制中央右派）派のダネオ（Daneo）議員が、ジェノヴァ事件におけるサラッコ内閣の不決断を譴責する動議を提出した。そしてこの動議の討論中に、1901年2月4日、ジョヴァンニ⁽⁷⁾・ジョリッティは、有名な新コース演説を行った。

ジョリッティ演説のうち、注目すべき部分は要約以下のとくである。⁽⁸⁾

政府には、すべての労働者団体が危険なものであるとみなす傾向があるが、この傾向は、現在すべての文明国で支配的になっている新しい流れについて認識不足であり、文明進歩と並んで労働者の組織化が進んでいることを理解しておらず、労働者諸階級を国家の敵にするというなげかわしい効果を生んでいる。

さて、このカーメラ・デル・ラヴォーロはそれ自身不法なものであるのか？それは労働者諸階級の合法的利益代表であり、その機能はサラリー、労働時間、労働の価値を改善し高めるために役立つ教育によってこの階級の改善を求ることであり、もしも政府によってよく用いられるならば、労働力移動をよく指導するといった他の機能を作用させうるのと同様に、労資間の有用な調停者たりうるものである。カーメラ・デル・ラヴォーロは国家に敵対する態度をとったと言われているが、これは政府の処置の不可避的結果である。

労働者団体は、工業家、商業家と等しく代表される権利を持っており、資本家・労働者は国家によって認められた合法的代表を持つべきである。

「よって私は、組織された力を決して恐れず、いやむしろ組織されない力を非常に恐れる（万才！イイゾ！の声）……」

カーメラ・デル・ラヴォーロ敵視の主要理由は、それがサラリーを高めようとしていることだというが、サラリーを低く保つことは、工業家の利益ではあるけれども、国家の利益であるのか？低賃金が工業の進歩に役立つと信ずるのは本当の偏見であり、誤りである。栄養状態の悪い労働者は常に肉体的知的に弱く、そして高賃金諸国は工業進歩の先頭にいる。

我々は農民の非常な粗食を賞讃するが、これは偏見である。消費しない者は……生産しない。

低賃金政策は、政治的経済的な誤りである。

人民諸階級の上昇運動は日々加速されているが、これは全文明国に共通であり、人間平等の原理によっているがゆえに打ち勝ちがたい運動である。

人民諸階級が、新たな保守的力、新たな繁栄と偉大性の要素となるかは、主として我々と憲政的諸政党の態度いかんにかかっている。

このジョリッティ演説に続いて、ジョリッティ派のフルチ（Fulci）議員等がダネオ動議の修正案を出し、これが事実上の内閣不信任案となった。1901年2月6日、フルチ修正案は、賛成（内閣不信任）318票、反対106票、棄権6票で可決され、翌日サラッコ内閣は総辞職し、統⁽⁹⁾いてジュゼッペ・ザナルデッリが国王から首相就任を要請され、かくして2月14日、内務大臣

にジョリッティをすえる立憲君主制左派内閣が誕生した。

注

- (3) カーメラ・デル・ラヴァーロについては、河野穰『イタリアの危機と労資関係』新評論、1976年、49~57頁参照。
- (4) Stefano Merli, *Proletariato di fabbrica e capitalismo industriale. Il caso italiano 1880-1900*, vol. II, Documenti, Nuova Italia, Firenze, 1976, p. 858
- (5) Luigi Einaudi, *Lo sciopero di Genova*, in Carlo Cartiglia, *Il partito socialista italiano 1892-1962*, Loescher, Torino, 1978, pp. 78~80. E in Franco De Felice, *L'età giolittiana*, Loescher, 1980, pp. 55~59.
- (6) Alfredo Gradilone, *Storia del sindacalismo III Italia*, Giuffrè, Milano, 1959, p. 390.
- (7) Giovanni Giolitti, 1842年生~1928年没。第1次1892年5月~93年12月、第2次1903年11月~05年3月、第3次1906年5月~09年12月、第4次1911年4月~14年3月、第5次1920年6月~21年7月、の5度にわたって首相を勤め、「ジョリッティ時代」を画した。
- (8) F. DeFelice, *L'età giolittiana*, op. cit., pp. 60~63.
- (9) Vera Modigliani, Gaetano Arfè, Vittoria Pugliese Silva編著, *Attività parlamentare dei socialisti italiani*. vol. II. 1900-1904, ESMOI, Roma, (Olschki, Firenze), 1970, p. 48.
- (10) Giuseppe Zanardelli, 1826年生~1903年没。歴史的左派の系統の政治家で、1889年にはクリスピ内閣の法相として刑法改正を行った。1903年10月21日、病気のため首相を辞任。

4 内閣と社会党：1901年

成立したザナルデッリ内閣は、対立するサラッコ派やソンニーノ派と妥協せねばならず、また議会極左諸派の支持もとりつける必要があり、動搖していた。一方社会党は、1890年代に連續した反動諸内閣の時代が終ったとして喜び、この機会に最小限綱領の諸改良を実現しようとした。1898年の全国暴動と弾圧の記憶も生々しい時代だけに、税制改革と集会・結社・言論・出版・表現の自由の確立がなによりも必要と考えられ、また労働保護法の拡充も当面の課題とされた。

税制改革については、1901年3月に社会党が提案した穀物関税廃止法案は下院で否決され、また同じ3月に蔵相ヴォッレムボルグ（Leone Wollemborg）の小麦粉・パン・パスタ消費税の廃止を含む税制改革案は、委員会で否決された。ヴォッレムボルグは6月に再び地方税制改革を提案したが、これは7月29日に閣議で否決され、彼は8月3日辞任した。⁽¹¹⁾

社会党は、労働争議の際の国家（権力）の中立性を要求していたが、これは内相ジョリッティが直接関係する問題であった。ジョリッティは県知事に対して、ある時は労働争議に対して中立性を保ち、警察や軍隊による労働者の弾圧をひかえるように、ある時は「労働の自由」を守るために治安維持態勢を強化して労働運動を抑圧するように、またある時は介入して争議を調停するように、数多くの電報を打って指示を与えた。

例えれば、1901年4月12日のピエモンテ州ノヴァラ県知事サルヴェッティ（Salvetti）宛の、

ロメリーナ (Lomellina) の農業ストライキに関する電報は次のように述べる。「明らかに我々は農民の状態の改善を目指す抗しがたい経済運動に直面している。そうだとすれば、かかる運動に対立するのは無益であり、またおそらく不可能である。それゆえ政府の行動は、労働者の要求が理性的限界内に保たれている限りで、そして地主が慈悲心と時機宜しく受入れる意図をもって要求を考慮する限り、肯定しつつ、規制することを目指すべきである。」⁽¹³⁾

同じく1901年4月24日のボローニャ県知事カラヴァッジョ (Caravaggio)への電報は次の通りである。「公権力との衝突によって、ストライキ中の婦人達が負傷との、新聞の直接電報の報道を見た。なによりも、より大なる慎重さと忍耐を頼む。そして何事が起ったか私に報告されたい。」⁽¹⁴⁾

また1901年5月1日、フェルラーラ県知事サルヴァレッツァ (Salvarezza)への電報は以下のとくである。「いかなる代価を払っても労働の自由を防衛する必要がある。かかる目標のためには、公権力がすべての抵抗のぞみを断ち切るという必要がある。もしも貴方の自由になる力が不十分ならば、私に電報されたい。増援する。」⁽¹⁵⁾

1901年は労働農民運動復活の年であった。統計表は、農工商務省によるストライキ発生件数とストライキ参加人員数の産業別統計であるが、この年、ことに農業ストライキが多発したこ

ストライキ統計（イタリア農工商務省）

年 次	工・商・漁・獵 業		農 業	
	ストライキ発生件数	ストライキ参加者数 (人)	ストライキ発生件数	ストライキ参加者数 (人)
1889～1898年の年平均	156.5	41,459	12.8	6,597
1899	259	43,194	9	1,895
1900	383	80,858	27	12,517
1901	1042	196,540	629	222,985
1902	810	197,514	221	146,592
1903	549	109,327	47	22,507

Maurice F. Neufeld, Italy: School for awaking countries, Cornell Univ., Ithaca, 1961, p. 547

とが分る。ポー河流域の農業地帯では、プラッチャンテ（農業日雇労働者）を中心とする県単位の農民組織が、1901年春にいくつか結成され、大規模な争議を起していた。

フェルラーラ県最大のSBTF農場(トリーノ銀行所有)では、4月に賃金引上げ要求が提示されていたが、この農場では労働組合加盟者が比較的少いこともあって、SBTFはこの要求を拒絶した。同農場に対する5月初めの9日間にわたる日雇農業労働者のストライキも成功しなかった。⁽¹⁶⁾

1901年5月19日にフェルラーラ県の改良同盟県連合 (Federazione provinciale delle leghe di miglioramento di Ferrara) が56同盟、1万5千人の参加を得て結成され、続いて6月9日にはフェルラーラ市にカーメラ・デル・ラヴォーロも設立され、この統一組織の下で農業労

労働者・農民は一層攻勢を強めた。そのため県内のかなりの農場が、賃金率引上げ・契約改善の要求を受入れて争議を妥結し始めたが、SBTFは、県知事の斡旋をも蹴って、労働者側の要求を拒否し続けた。しかしSBTF内でも、改良同盟に加盟し、ストライキに入る労働者が急増してきたため、とうとうSBTFは、日給7~7.5リラという異常な高給(普通の農場日雇労働者の日給は1~2リラ位)で、ピエモンテ州などから900人以上のスト破り労働者を集め、これらが6月24日に到着した。このニュースは国会でも問題にされ、6月26日、社会党議員ロッリーニ(Vittorio Lollini, エミリア・ロマーニャ州ゴンツァーガ選出)と急進派議員ルッフォーニ(Ruffoni, 同州フェルラーラ選出)⁽¹⁷⁾がSBTFを非難した。

6月27日朝、フェルラーラ県ベッラ(Berra)のストライキ中の農業労働者500名が、ピエモンテ州からのスト破りを説得するか、あるいは農場の管理職員と交渉する目的で、ビアンコ運河のアルベルサーノ橋を渡って、SBTF領域内に入ろうとした。橋を警備していた約20名の軍隊とカラビニエーリは労働者に発砲し、労働者側のリーダーであったデズノ(Calisto Desnò), 女性ニッキオ(Cesira Nicchio)他2名の合計4名が死亡し、34名以上が負傷した。⁽¹⁸⁾

ベッラ事件の直前は、ザナルデッリ内閣と社会党との関係が最も良好な時期であった。

1901年5月には、トゥラーティやクリショフ(Anna Kuliscioff)がイニシアティブをとつて熱心に推進する婦人・児童労働保護法が国会に上提された。また与党からも、郵便・電報局員の休日に関する法律が上提され、成立した。

1901年6月7日より下院では、外務省予算案の審議が始った。社会党議員エットレ・チコッティ(Ettore Ciccotti, 1863年生~1939年没、ナポリ第8選挙区選出)は、国際プロレタリアートの名の下に、政府の領土拡張政策と独・奥・伊三国同盟堅持路線を批判し、社会主义による世界平和の達成を主張し、決議案を提出した。⁽¹⁹⁾

ところが、6月15日の外務省予算案採決にあたっては、社会党は政府案に賛成投票を行った。

続いて行われた内務省予算案審議の最終日6月22日、社会党非妥協派の中心人物としてトゥラーティと対立するエンリコ・フェルリ(Enrico Ferri, 1856年生~1930年没、ラヴェンナ2区選出)は、「プロレタリアートの利益のために……、ザナルデッリ・ジョリッティ内閣の内務政策に賛成投票を行う」と演説し、そしてその理由を次のように述べた。

我々は今日から明日へ事態を転換させる魔法の杖は持っておらず、社会主义は暴力的方法を用いずに、しだいに、時間をかけて形成される。現在、イタリアの指導階級は、超保守派と近代的リベラル進歩派とに分れており、ザナルデッリ・ジョリッティ内閣は、封建的絶対主義から近代的リベラル・ブルジョアジーへの過渡を表わしている。法と公的自由の尊重は、進歩的啓蒙的リベラル・ブルジョアジーによって表わされる。プロレタリアートは、わ

が国が、工農業においてと同様に、近代的、ブルジョア的な真の文明段階に達することをも必要としている。

この内務省予算採決は、事実上の内閣信任投票でもあったが、極左諸派の支持を得て、賛成264対反対184で可決された。

そしてこの直後の6月27日に、ベッラ農民射殺事件が起ったのであった。

ジョリッティは、ベッラ事件犠牲者の両親に対して早速見舞金を送るとともに、トリノ銀行に対して圧力をかけ、約9～11%の報酬引上げをSBTFに認めさせ、その後1901年6月29日⁽²¹⁾、下院において次のように釈明した。

政府はSBTFが大量のスト破りを導入することに反対したが、それを阻止する法的手段を持たなかつた。また、フェルラーラの農民が、マントヴァのそれのように組織化され、争議の際にはすべての交渉を委員（労働組合代表）に委任するならば、このような事態にはならなかつた。さらに事件そのものは、群衆がSBTFの土地へ不法侵入を企て、他の者が労働するのを妨げようとしたこと（労働の自由の侵害）によって発生したのであり、兵士達の行為は正当である。政府はリベラル政策を保持し、ストライキを阻止しようとは考えないが、財産と労働の自由を守る絶対的義務を負っている。

労働者階級がよく教育され、権利のみならず義務をも自覚し、すべての自由と所有権を尊重するよう期待している。

このような政府の態度に対して社会党指導部と議員団は穏やかな反応を示し、例えば、『クリティカ・ソチャーレ』7月16日号掲載のトゥラーティの論文「社会党と政治の現時点」には次のような文章があった。「(ベッラ)事件 자체は、悲しい限りであるが、偶発的・孤立的事件にとどまるならば、虐殺ではなく、内閣の直接責任にまでさかのぼるのは愚かしいことであろう。」「ベッラ事件は一つの悲しいエピソード——エピソード以上ではない——にとどまり……。」⁽²²⁾

ベッラ事件に対する抗議運動が、ナポリ、トリノ、マントヴァなどで起きたが、改良派は政府の責任を大衆運動によって追求しようとは考えず、改良派と反改良派の亀裂がひろがつた。

コスタンティーノ・ラッザーリらの反トゥラーティ派は、ミラノで7月17日に始めたミラノ社会主義連盟(Federazione socialista milanese、社会党の支部団体)の会議において、トゥラーティ派提出の議案を否決し、その結果、トゥラーティ、クリショフ、トレヴェスらはミラノ社会主義連盟を脱退して、ミラノ社会主義同盟(Unione socialista milanese)を結成した。⁽²³⁾

この事件の1カ月ほど後、ナポリ在のアルトゥーロ・ラブリオーラが『内閣と社会主義(トゥラーティへの解答)』というパンフレットを出版し、改良派をミニステリアリスモ(Ministerialismo、内閣に身をすり寄せること)と批判した。アルトゥーロ・ラブリオーラの改良派批判は要約以下のようなものであった。⁽²⁴⁾

ミニステリアリスモは、政府に参加するとか、政府支持の議会多数派（与党）になるとかといった形式をとるが、いずれにせよ政府の行動の責任を負うことになり、プロレタリアートの革命的推力を麻痺させることになる。そしてトゥラーティら改良派は、社会立法を中心とする社会改良に戦術的に偏向しており、他の一切の革命的戦術を放棄しており、例えばビスマルクの社会立法は社会主義鎮圧法と結びついていたものであること、また資本家階級に対して労働者階級がより大胆に敵対的に展開すればするほど、社会立法も広汎かつ確実なものとなるのが歴史法則だということを忘れている。現在の政治的・社会的改良活動におけるブルジョア階級との協同作業の体制は、現実の悲惨の原因は資本主義ではないという新しい意識を生み出し、農民をして《ジョリッティ万歳！》と叫ばすことに導びいている。

このような改良派批判は党内各所から噴出し、激しい論争が起ったが、しかし、トゥラーティら改良派の支持基盤は北伊に広く厚く存在し、9月15日の臨時党会議では、改良派路線が圧倒的多数によって支持され、この結果、トゥラーティらのミラノ社会主義同盟はミラノ社会主義連盟と再統一することになった。しかしヴァルテル・モッキ (Walter Mocchi) らの反トゥラーティ派は、12月5日のミラノ社会主義連盟会議において、トゥラーティが選出されたミラノ第5選挙区の、次回の社会党候補者は労働者とする（トゥラーティは弁護士であって労働者ではない）という決議を行った。トゥラーティは抗議のため、12月6日に下院議長宛議員辞職の手紙を送り、12月12日に正式に辞職した。けれども選挙区有権者の要望と支持により1901年12月29日の補欠選挙で再選されたが、翌1902年3月17日、またもや別の立候補者問題で辞表を出し、⁽²⁵⁾ 4月29日に再選された。

社会党が派閥混戦をやっている間、下院では、ザナルデッリ派と議会極左諸派との提携が可能な問題の一つであり、1882年以来、20年来の懸案たる離婚法が、社会党議員ベレニーニ (Agostino Berenini) の提案によって審議されていたが、カトリックの強い圧力がかかって、ジョリッティを含む立憲君主制諸派の大部分が逃げ腰となり、12月22日の下院第21読会第1会期終了とともに廃案になってしまった。⁽²⁶⁾

1901年には、後に産業別労働組合になる、職業別組合の全国連合体がいくつか結成された。そのうちの主なものは、1901年6月16～18日にリヴォルノで第1回大会を開催したイタリア金属労働者連盟 (Federazione italiana degli operai metallurgici, FIOM, 結成時18,470名、組織率約8%)、同じく6月結成の繊維労働組合連盟 (Federazione delle arti tessili, 結成時約18,000名、組織率4%)、1901年5月29日～6月2日にラ・スペツィアにて、軍工廠やタバコ工場などの労働者約1万人を組織して結成されたイタリア国営企業労働者連盟 (Federazione italiana dei lavoratori dello Stato)、そして1901年11月24～25日にボローニャにおいて総数約22万8千人を擁して結成された全国土地労働者連盟 (Federazione nazionale dei lavoratori della terra, Federterra) などである。

また1901年10月19～20日、レッジョ・エミリアにおいて、イタリア・カーメラ・デル・ラヴォーロ連盟（全国57CdL、約27万人加盟）の第4回大会が開かれ、社会立法の推進・確立、職業紹介活動の強化などの基本方針を決議した。⁽²⁷⁾

注

- (11) 1901年5月15日、社会党議員カブリーニ (Angiolo Cabrini, 1869年生～1937年没。ミラノ第6選挙区選出) は、労働法、児童労働法、労働災害補償法、産業(争議)調停法、老齢年金法、相互扶助協会法、婦人労働法、最長労働時間法などの社会立法、労働保護法の新設または拡充について演説した。Attività parlamentare……, op. cit., pp. 77～80.
- (12) ヴォツレムボルグの計画を縮少した後任蔵相カルカーノ (Paolo Carcano) の改革案は1902年1月23日法として成立したが、これは小麦粉消費税の国家割当分を廃止し、コムーネへの国家援助によって小麦粉消費税中のコムーネ割当分をしだいに廃止し、そして証券取引税と相続税の増額によって税収を補うというものであった。Giorgio Candeloro, Storia dell'Italia moderna. vol. VII 1896-1914, Feltrinelli, Milano, 1974(1978), pp. 144, 145.
- (13) F. De Felice, L'età giolittiana, op. cit., pp. 63～64.
- (14) Ibidem, p. 65.
- (15) Ibidem, p. 67
- (16) SBTFとは、Società anonima italiana per la Bonifica dei Terreni Ferraresi, フェルラーラ土地干拓株式会社のこと、ボー河河口の干拓地約2万haを所有する大農場であった。Teresa Isenburg, Investimenti di capitale e organizzazione di classe nelle bonifiche ferraresi (1872-1901), Nuova Italia, Firenze, 1971. を参照。なお同書の紹介的書評は、拙稿、慶應義塾大学経済学会編『三田学会雑誌』第68巻10号(1975年10月号), 71～73頁。
- (17) Attività parlamentare……, op. cit., p. 120.
- (18) ベッラ事件の記録は、Isenburg, op. cit., pp. 126～139.
- (19) 1898年、イタリア政府はトリポリタニア、キレナイカの領有について、フランスと秘密協定を結んでいた。1902年6月28日、三国同盟が更新された。その一方で同月30日、伊仏 (Prinetti-Barrère) 秘密協定——三国同盟にもかかわらず、独仏戦の際にはイタリアは中立を守る——が結ばれた。Candeloro, Storia……, vol. VII, op. cit., pp. 280～282. またチッコッティの決議案は当然否決された。Attività parlamentare……, op. cit., pp. 105～107.
- (20) Attività parlamentare……, op. cit., pp. 116～118.
- (21) Alessandro Roveri, Dal sindacalismo rivoluzionario al fascismo—Capitalismo agrario e socialismo nel ferrarese (1870-1920), Nuova Italia, Firenze, 1972, pp. 363～367.
- (22) Filippo Turati, Il partito socialista e l'attuale momento politico, in F. Livorsi, Filippo Turati……, op. cit., pp. 120, 122.
- (23) Costantino Lazzari, 1857年生～1927年没。ラッザーリは、党創立者の1人であり、党機関紙『ロッタ・ディ・クラッセ』担当であったが、1900年11月、トゥラーティによる『ロッタ・ディ・クラッセ』資金不透明事件の追求によって、党指導部から下りていた。またラッザーリは翌1902年6月ごろに発表した論文「イタリアにおける社会主義政策の必要性」において、「イタリア社会党的政策はブルジョア国家の統治機関をうまく機能させる油の一種であってはならない」と論じた。Giuliano Procacci, La lotta di classe in Italia agli inizi del secolo XX, Riuniti, Roma, 1970, pp. 175, 237.
- (24) Arturo Labriola, Ministero e socialismo (risposta a Turati), in Alceo Riosa, Il partito

socialista italiano dal 1892 al 1918, Cappelli, Rocca San Casciano, 1969, pp. 101～106. アルトゥーロ・ラブリオーラは1873年生～1959年没。なおミニステリアリスモはラブリオーラの創作した言葉ではない。馬場康雄助教授の訳語では「万年与党主義」。

- (25) Procacci, La lotta di classe……, op. cit., p. 184.
- (26) Attività parlamentare……, op. cit., pp. 131～133, 543.
- (27) CdL第4回大会については, Sergio Zaninelli, Storia del movimento sindacale italiano. II. Le lotte nelle fabbriche 1861-1921, Celuc, Milano, 1973, pp. 192～202. および, Adolfo Pepe, Movimento operaio e lotte sindacali (1880-1922), Loescher, Torino, 1976, pp. 90～92. 等を参照。

5 1902年の労働運動と内閣と社会党

1902年1月29日、トリノ市の2つのガス会社の労働者が委員会を結成し、労働条件改善要求を作成し、弁護士を通じて会社へ郵送した。2つのガス会社の経営者は、この2月3日までの期限付き回答要求を黙殺した。1902年2月3日、ガス労働者は、トリノ市のカーメラ・デル・ラヴォーロで集会を開いた後、同日深夜からストライキに入った。両社のガス発生炉が停止し、全市にガスは供給されなくなった。2社のガス労働者750名中、仕事に残った者は130名であった。警察と軍隊が出動して、仕事に残った労働者と臨時雇用のスト破り労働者を保護した。市内のガス灯は1週間以内に平常の状態に戻った。

ところが2月12日ごろから、トリノ市の諸工場の労働者が続々と同情ストに入り、このため例えば、パン焼工のストライキのために軍隊のパン焼窯を民需用に使ったり、電報配達や電車も停る事態になった。⁽²⁸⁾

同じ時期、当時オーストリア領で、イタリア系住民の多かったトリエステ（第1次大戦後イタリア領）に、自然発生的なゼネラル・ストライキが起きた。1902年2月13日、トリエステのロイド社海軍造船所の労働者がストに入ったのをきっかけに、2月14日にはゼネストに拡大し、住民と官憲との衝突が生じた。15日には戒厳令が布告され、軍隊の弾圧によって、17名以上の死者と多数の負傷者を出して、ゼネストは鎮圧された。⁽²⁹⁾

トリノでは、2月16日にトリエステ事件のニュースが入ると、トリノ2区選出の社会党議員オッディーノ・モルガーリ（Oddino Morgari, 1893年生～1944年没）は集会でゼネストを呼号した。

2月21日、トリノの労働者約6万5千人のうちの約1万5千人（男子1万人、女子5千人）がストライキに入り、ほぼゼネストの状態となった。しかし翌22日、警察・軍隊が出動して弾圧を開始し、労働者・住民約600名を逮捕した。2月23日にはガス労働者に関する調停作業が始まり、結局2月25日朝、トリノのカーメラ・デル・ラヴォーロはストライキ中止、職場復帰を指令して、ゼネストは終結した。

その後3月1日に出た調停では、既に2月16日に解雇されていたガス労働者658名中224名だけが復職できるという結果に終り、またトリノのカーメラ・デル・ラヴォーロ加盟者数も、

1901年年頭の約6,500人からゼネスト後には3,500人へと減少し、労働者側は完全に敗北した。⁽³⁰⁾

トリーノのゼネストとほぼ同じ時期に起った鉄道員の争議も大きな政治問題となった。1900年8月結成の全国鉄道員連盟（Federazione nazionale dei ferrovieri, 1902年に4万1千名加盟、組織率42%）は、1902年1月16日に労働条件改善統一要求を発表し、約1万3千kmの路線を持つ3大鉄道会社がこれを受入れなければ、3月1日に全国ストライキを行うと宣言した。

これに対して内相ジョリッティは2月24日、鉄道の『軍隊化』、すなわち鉄道運行要員を勅令によって軍に徵用し、軍属として勤務させるという命令を発した。しかし鉄道員連盟は屈せず、3月4日に徵用されなかつた組合員によるストライキを決行し、同日、平静のうちにも全国の鉄道は麻痺状態に陥った。ジョリッティはやむをえず譲歩して、3月5日に『軍隊化』解除準備を指示し、3月8日には鉄道員の賃金等労働条件改善のために、政府が鉄道会社に資金援助するとの法案作成を決めた。

ジョリッティが速かに譲歩したのは、その当時またも内閣が窮地に立ち、社会党の協力を必要としたからであった。1902年2月21日、下院第21読会第2会期の初日、内閣の推す下院議長候補ヴィッラ（Tommaso Villa, 前会期議長）が総数307票中135票しか得票できず（反対142票、社会党は25票をコスタ [Andrea Costa] へ投じた）、このためザナルデッリ首相は国王へ辞表を提出した。しかし3月10日に議長ビアンケーリ（Giuseppe Biancheri）が選出され、11日には国王が辞表を受理せず、ザナルデッリに再組閣を命じ、この新内閣の信任投票が3月15日に行われることになった。社会党内では意見が対立したが、大勢は内閣支持であった。⁽³¹⁾

1902年3月13日、下院において社会党議員カミッロ・プラムポリーニ（Camillo Prampolini, 1857年生～1930年没。レッジョ・エミリア選出）は、明後日にはソソニーノ内閣の登場を阻止するためザナルデッリ内閣に支持投票すると演説し、その理由を概略次のように述べた。⁽³²⁾

しかし考へてもみよ！労働者農民はもはや50年100年前のそれではない。

あなた方は敵方として、我々の綱領の広まりと逐次の現実化のために我々が用いる手段が完全に法的・文明的であるなどとは考えられないだろう。

我々の革命は、我々が擁護する改良の最終結果にあり、この改良をだんだんと達成するために用いようとする手段の中にあるのではない。我々は、改良は、改善を達成することによって直接利益を受ける人々の、必要に迫られた、伸長する組織の根気良い努力と、扇動と要求によってのみ、実現されうるのが自然法則だと信じている。

我々とあなた方が、行いうるし行わなければならない唯一のことは、双方の側で、闘争を暴力に退化させることなく、文明の境界内におさめることを全力で追求することである。これが接点であり、我々とあなた方の協調点である。なぜなら、我々とあなた方とは、結局同じ社会、同じ人間家族に属しており、そして、社会の動乱によって生じる富の破壊、喪、

怨恨、憎悪は、我々とあなた方を等しく、大いに害するからである。我々は歴史法則が平和的に実現されることを強く欲している。我々がソニーノ内閣（の可能性）に反対して、ザナルデッリ内閣に支持投票するのはなぜか？我々は、ソニーノ内閣の出現は、イタリア・ブルジョアジーのより反動的な部分の渴望と執拗な抵抗を刺激する効果を強め、それゆえどうしても反乱と騒乱の導火線になるであろうからである。

3月15日の内閣信任投票直前、アンドレア・コスタは、社会党議員団の多数派はザナルデッリ・ジョリッティ内閣を支持し、自分を含む少数派はそうではないと演説した。⁽³⁴⁾ 信任投票の結果は、信任250票、不信任158票、棄権45票であった。社会党では、コスタ、フェルリ、ペシェッティ (Giuseppe Pescetti)、ノエ (Giovanni Noè) など少数が内閣不信任、ロッリーニが⁽³⁵⁾ 棄権、他の大部分が内閣支持投票を行ったと推定される。

一方、同じ1902年3～4月ごろ、北伊の農民運動は、昨年にうって変る農場経営者側の組織的な反撃に苦戦していた。とりわけポー河河口の北側、ヴェネト州ポレジーネ地方では、農場主達の大規模なスト破り労働者の導入に対抗して、農民組合は厩舎の労働を放棄するという非常手段をとって抵抗したが敗北した。⁽³⁶⁾

政治・社会情勢がやや安定した同年6月10日、下院においてトゥラーティは、「ジョリッティ議員の内務政策の特徴は……すぐれて経験的である」と述べた。これに応えてジョリッティは6月14日、下院において次のような内容の演説を行った。⁽³⁷⁾

さて、団結権に関わる政府の活動についてのより本質的な問題に進みたい。団結権は憲法が保障した権利である。

私は、トゥラーティ議員が、彼と彼の友人達が秩序の維持に最大の関心を払ったと述べたことに同意し、また、彼らが自由の原理を安泰にするという目的のために最善を尽したと判断する。

わが民衆は、いまだ完全には自由の体制について教育されていないということを考える必要がある。多くの場所で、団結権は、他所から来た労働者の労働を暴力をもって妨げる意味さえ持たされている。

トゥラーティ議員は、我々が経験的政治を行っていると言われた。そして私は、もしも経験主義が事実に重きをおき、……国と民衆の現実の状態に重きをおくことを意味するなら、まさに私の政治は現実的政治であると認める。……内相の地位は、もしも、場合場合によつていかに行動しなければならないかという方法に気をつかうことなく、自由の原理の理論的宣言を行うことに満足して、それで寝にゆくのなら、こんなに楽なことはないだろう。政治教育は公共の自由の長期にわたる訓練によってなされる。イギリスにおいては今日、〔公共の自由に関する政治教育が〕できているが、それも1世紀半前には無かった。わが国は引続く進歩のなかにある……。

社会問題における我々の方針は、政府は階級の政府であってはならず、すべての階級を等しく、等しいエネルギーをもって保護しなければならず、労働者に対する有産者にせよ、有産者に対する労働者にせよ、他に対する一階級の利益を代表するものであってはならないということである。

真に自由な政府の体制を保障するためには立法的改良が必要だが、婦人・児童労働法等諸々の立法は、すべて数カ月のうちになされ、そして私は、政府の立法活動が不十分だと非難されるはずはない信じている。

ジョリッティはこのように言ったが、実際まもなく次のような労働立法が成立した。

1902年6月19日成立の婦人・児童労働保護法（法律242号）は、工業労働に就く最小年齢を12歳、夜間労働ができる最小年齢を15歳、婦人および児童（12歳以上16歳未満）の鉱山坑内労働の禁止、1日の最長労働時間を、婦人12時間、児童11時間とし、この他に、出産後の休暇、勤労母性のための母性金庫の設立などを定めた。

また1901年6月29日成立の法律246号は、労働行政を一つの窓口に統一した中央労働庁（Ufficio Centrale del Lavoro、初代長官 Giovanni Montemartini）と、労働保護法の監督機関としての労働高等評議院（Consiglio Superiore del Lavoro）を設立した。⁽³⁸⁾

注

- (28) トリノのゼネストの経過については、トリノ県知事 Guiccioli よりジョリッティへの3月5日付の報告による。A. Pepe, *Movimento operaio* ……, op. cit., pp. 92~95.
- (29) Diana De Rosa, *Sviluppo della città e movimento operaio tra la fine dell'ottocento e il principio del novecento a Trieste*, Cluet, Trieste, 1979, pp. 64~65.
- (30) Pier Paolo Bellomi, *Lotte di classe, sindacalismo e riformismo a Torino 1898-1910, in Storia del movimento operaio del socialismo e delle lotte sociali in Piemonte*. vol. II, De Donato, Bari, 1979, pp. 66~70.
- (31) Idomeneo Barbadoro, *Il sindacato in Italia*, Teti, Milano, 1979, p. 170.
- (32) Attività parlamentare……, op. cit., p. 153.
- (33) Ibidem, pp. 153~156.
- (34) Ibidem, p. 157.
- (35) Procacci, op. cit., p. 210.
- (36) Ibidem, p. 213.
- (37) F. De Felice, op. cit., pp. 81~85.
- (38) Candeloro, op. cit., p. 147.

6 社会党第7回イモラ大会

1902年9月6~9日、エミリア・ロマーニャ州イモラ（Imola）において、イタリア社会党第7回大会が開催された。この大会時点での党支部数、党员数、大会出席支部代表者数は表の通りである。

1902年イモラ大会時の社会党

地 域	支部数	党員数	代表数
北部 〔パダーナ諸県 その他の合計〕	429	16,245	432
	232	8,384	178
中 部	214	7,747	194
南 部・島 部	100	2,537	81
計	975	34,913	885

パダーナ諸県とは、ボローニャ、ブレシア、クレモナ、フェルラーラ、フォルリ、マントヴァ、モーデナ、ペードヴァ、パルマ、パヴィーア、ピアченツア、ラヴェンナ、レッジョ・エミリア、ロヴィゴ、ヴェローナの15県。

Procacci, op. cit., p. 240

イモラ大会では、全部で12の報告・決議案が提出され、フェルリの決議案以外は承認・採択された。

そのうち、党指導部の公式活動報告（ヴァラッツァーニ、コスタ、アレッサンドリ作成・報告）は、前年来の内閣に対する党の信任投票について次のように述べた。「党指導部は、議員団とともに、一方ではプロレタリアートの利益と対立する利害をもつ階級を常に代表する政府の信任などという問題はありえぬことであると考えつつも、わが国の当面の政治・経済情勢においては、議員団が、階級闘争の正常の展開とプロレタリアートの利益により一致する限りで、内閣の仕事と改良に承認の投票を場合によっては（caso per caso）行いうると決議す（39）る。」

そしてさらに、昨年6月の内閣支持は正しかったが、現時点では、トリノのゼネストの弾圧や鉄道ストへの対応策などから判断し、政府による労働運動の法的緊縛の危険に、決定的に（40）対決して、これを潰すことが必要であるとの決議を行った。

この公式活動報告は、やや対政府強硬論のニュアンスをもっているが、これはコスタの見解の反映と考えられる。

ピエトロ・キエーザとジーノ・ムリアルディ（Gino Murialdi）が起草・報告したストライキとゼネラル・ストライキに関する決議は、その結語において次のように述べた。

「労働者の経済的改善闘争においては、ストライキは一時的、例外的手段であり、もしも満足な結果を期待する時は、主として、組織の状態（ことに組織の財政=資金状態——筆者）、資本家の利潤に関する産業の状態（景気と企業の支払い能力のこと）、世論と地方のプロレタリア大衆すべての必要な好意と支持を考量するということが思いおこされなければならない。（経済闘争としての）ゼネラル・ストライキは常に反駁され、阻止されるべきである。

政治的性格の闘争、特に国家あるいは個々の資本家の攻撃に対する組織の権利の防衛に関しては、部分的ストライキかゼネラル・ストライキかに頼る機会を判断する場合、特別の判断基準に従うべきであり、その基準をあらかじめ定めることはできないが、あらゆる場合について、よく考え、研究されていなければならない。」（41）

要するにストライキを経済闘争と政治闘争に分け、経済闘争つまり賃金等労働条件改善闘争

は、通常一職種ないし一産業の範囲内の争議だから、ある地域の全労働者を巻込むゼネラル・ストライキを提起するのは誤りだとして（つまりトリーノのゼネストを批判），一方、政治闘争についてはゼネストの場合もあるが（ジェノヴァのゼネスト），よく考えて行なわれなければならないと言うのである。しかし全体のニュアンスは、ジェノヴァのCdL防衛ゼネストを「幸運な例」と考え、またゼネストを「反乱の形態」とみなし、ゼネストに対して消極的ないし否定的であった。

ロメオ・ソルディ（Romeo Soldi）は議会活動に関する報告・決議において、南部の代議員の声を代表して、社会党議員団の活動は、小さな社会立法を獲得することよりも、税制改革や普通選挙制度確立といった基本問題の解決、および弾圧の厳しい南部において労働農民運動、政治運動がもっと自由に行えるような状況を作り出すことを主な目標とすべきだと主張した。⁽⁴²⁾

イモラ大会における社会党内の「2つの傾向」の対立が最も明白になったのは、フェルリとボノーミの報告・決議に際してであった。

エンリコ・フェルリの決議案中には次のような文章があった。「大会は、婦人労働者大衆の直接的獲得を目指し、そして階級の党として組織されたプロレタリアートの活動によって実現される、現在の政治・経済社会の変革という全般的目標に協同一致すべき、すべての改良についても、社会党はその革命的性格を息吹かせなければならないと考える。党の統一は2つの傾向の活発な共存による危険が存在したのでは不可能だと判断し、大会は、今第一に党が、政治・経済の活動諸分野において、すべての他の社会階級・階層およびすべての他の政党から独立した針路を追求することを決議する。」⁽⁴³⁾

フェルリの決議案は要するに、1892年の最大限綱領以来の、もっとさかのぼれば1885年の労働者党（POI）以来の、（選挙）非妥協派の考え方を対内閣関係についてもくりかえしたものであり、改良派への批判であった。この点についてはモンドルフォ（U. G. Mondolfo）が、北伊において他の議会「極左派」と選挙協力しない非妥協戦術は自殺的であると反論した。結局フェルリの決議案は、改良派の地盤である北伊の一般代議員が反対にまわったため、反対457対賛成275、棄権14で否決された。⁽⁴⁴⁾

そして改良派イヴァノエ・ボノーミ（Ivanoe Bonomi, 1873年生～1951年没）の決議案には、党の統一保持のための名高い迷文句、「党の活動は革命的であるがゆえに改良主義であり、改良主義であるがゆえに革命的であり、すなわち、党の活動は常に社会主義である」が含まれていた。この決議は、前回のローマ大会で決議された選挙に際しての人民諸党との協力に関する支部の自治（非妥協派とは反対の方針）を再確認し、改良派の勝利を示した。

最後に大会は党指導部として、コスタ、トゥラーティ、フェルリ、ベルテージ（Alfredo Bertesi, 下院議員）、ボッコーニ（A. Bocconi）、キエーザ、ロンゴバルディ（E. C. Longobardi）、パルパニヨーリ（G. Parpagnoli）、ソルディ、ヴェッツァーニ（Carlo Vezzani, マ

ントヴァ農民運動の指導者), ビッソラーティ (Leonida Bissolati-Bergamaschi, 下院議員, 機関紙『アヴァンティ!』⁽⁴⁵⁾担当) を選出して閉会した。

ちょうどこのころから, 1902年8月5日, カッサーノ・デッレ・マルジェ (プーリア州バー
リ県) における1名死亡, 4名負傷の事件, 同年9月8日, カンデラ (プーリア州フォッジア
県) における5名死亡, 10名負傷の事件をはじめとして以後連続的に, 住民と官憲・軍隊との
衝突による住民殺傷事件が発生したのであった。⁽⁴⁶⁾

注

- (39) Procacci, *La lotta di classe……*, op. cit., p. 167.
- (40) Ibidem, p. 196
- (41) Pepe, *Movimento operaio……*, op. cit., pp. 99～107.
- (42) Procacci, op. cit., p. 244.
- (43) Ibidem, p. 247.
- (44) Ibidem, p. 253.
- (45) Ibidem, p. 253
- (46) Candeloro, op. cit., p. 142.

7 総括, トゥラーティの構想

これまで述べてきたように, 1901年6月15日, 6月22日と1902年3月15日に典型的にあらわされたような, イタリア社会党の内閣支持は, 直接にはザナルデッリ・ジョリッティ内閣を, 19世紀末の反動内閣あるいは可能性としてのソシニーノ内閣に比較して, 進歩的であると判断した結果であった。

それではこのような判断と行動は, 社会党改良派の全体的長期的展望もしくは戦略構想のなかで, どのように位置づけられていたのであろうか。そして, 改良派の発想の特質はなにか。

もっとも, 概括して社会党改良派と呼んでも, 実は個々人の相違が大きい。例えば, 本稿において今まで名前を挙げた社会党員のうちで, 改良派に分類される人々は, トゥラーティ, クリショフ, プラムポリーニ, ビッソラーティ, キエーザ, ヴェッツァーニ, E.チッコッティ, モルガーリ, カブリーニ, トレヴェス, ボノーミその他であるが, これらの人々でも, その思想と行動は稳健と急進, 右と左にゆれ動いており, けっして改良主義一色ではない。さらに20世紀初頭まで, 改良 (*riforme*—複数) とか改良主義という言葉は, 大衆に分りやすい一種流行の政治用語として, 社会党改良派以外の人々にも頻繁に用いられたという事情もある。そこで今は, トゥラーティの一論文をば改良派の戦略構想の典型とみなすこととしたい。

1901年7月16日刊行の『クリティカ・ソチャーレ』(第11巻14号)に掲載されたフィリッポ・トゥラーティ「社会党と政治の現時点」は, この時代のイタリア社会党改良派を代表する有名な論文である。この論文の注目すべき部分を要約・摘要すれば以下のごとくになる。(数字1

～10は原文の節である。)

- 1 イタリア社会党の教義の基本原則は、
 - 1) 集産主義 (collettivismo), 2) 階級闘争, 3) 社会変革は、ゆっくりとした漸次的変革、実行と改良を経て達成される、の3点である。
 - 2 実践活動は最小限綱領によって示されている。
 - 3 近代的プロレタリアート大衆による基本的な政治的権利 (諸々の基本的自由と投票権)
の行使をめぐって、「単一の反動集塊」たる資産階級との闘争が行われる。
 - 4 他党との差異。
 - 5 イタリアにおける社会党の進化。表明——防衛——強固化——獲得。
 - 1) 表明の時期、社会党の創立 (1892年8月) から1893年まで。
 - 2) 防衛の時期、1893年末の第1次ジョリッティ内閣退陣から1900年下院選挙まで。
 - 3) 強固化の時期、1900年のジェノヴァのゼネストから現在まで。左派政権の登場は……、直接的には労働者団結権を受入れたジョリッティ演説の後、獲得の時期を準備するところの、自由と法の尊重の強固化の時期を開始させることによって、第一義的重要性をもつ議会革命を示している……。
 - 6 不確実性と危険性。ベッラ事件と政府の態度。(本稿4、貢参照)
 - 7 獲得の時期はすでに始っている。イタリアの最貧困層の中での約100万の農民の最近のストライキによって獲得された4800万もの年収の増大は、最小の利益にすぎず、最大の、眞の利益は、獲得したということと奪い去らせはしないということを感じる市民と自由人の尊嚴のうちにある。
 - 8 社会党の現代的機能。反動勢力との闘い。他の人民諸党 (議会極左派) に対するイニシアティブと共同行動。
 - 9 異議と論争。正式の党決定である、政府を場合によっては支持すること (1901年6月の内閣支持) に対する、フェルリやナポリの『プロパガンダ』誌の奇怪な攻撃への反論。
 - 10 結論。“ministerialismo socialista” の非難は、「実体の無い幽霊」である。そう非難する者は、古い無政府的精神が当世風に衣替えしたもので、大衆の社会主義教育がまだ完全には成功していないことを示している。社会党ジェノヴァ大会 (1892年) は、公式に社会主義と無政府主義の分離を行った。
 「しかしイタリアのような国では、いかに文化水準が低く、いかに不満が広まっており、それゆえ無政府主義の増殖がいかに活発かつ不斷に行われても、それは、広範に新兵を募ることができないから、廃嫡された党となり、我々のような党になることはできないのであって、その侵透から免れるのである。」

無政府主義のヴァラエティには共通の性格がある。「改良の軽蔑、漸次の進化の考え方の欠如、概念の子供じみた単純性、カタストロフィの強迫観念、(告白しようとして)救世主的暴力の崇拜である。これらの目印を示しているのが、昨日はウルトラ非妥協派、今日は田舎のアンティ・ミニステリアリスタである。」

今日、社会党の活動は積極的(*positivo*)かつ組織的たらんとしており、すべての力とすべての相手の弱さを役立てるように巧妙に運転るべきであるが、かの夾雜物(党内デマゴーグ)は、見境いなしに闘って、目立とうとする危険となっている。

当面の政局は、すでに述べたように、非常にデリケートである。自由、この大きな代償を要したものは、その最初の体験において、自由を脅かすものに包囲されている。この自由の試運転の成功は、我々の処置と手腕にかかっている。敵対者は悪意の望みに満ちて、峠に我々を待伏せている。

以上に要約・摘要したようなトゥラーティの考え方を、改良派の思考の典型とみなすならば、彼らの発想の特質を次のように総括することができるだろう。

すなわち改良派の観念を図式化すれば、一方には悪しきものとしての、反動的右派勢力、無政府主義者、社会主義によって教育されていない大衆が、遅れたイタリア文化という場のなかで、貧しい生活とやみくもな反乱と流血の弾圧をくりかえしつつ存在しており、他方、善いものとしての、立憲君主制左派=リベラル・ブルジョアジー、改良を重視する社会主義者、社会党改良派の指導に従う組織された大衆が、発展しつつあるイタリア社会において、改良、自由と法の尊重を経て、社会主義へ進もうとしている。

つまり改良派の発想の根拠は、過去から未来への社会の進化という概念にあり、この意味で彼らは、悪い状態から良い状態へとしだいに進むことが、「歴史の法則」だと信ずる、進歩主義者なのである。

このような改良派の観念は、19世紀末イタリア社会の大混乱に関する反省と批判として生れたという意味で、反体制的であるが、しかし、なぜ貧しい民衆は騒乱・暴動という形で自分達の希望を表現するのか、なぜ反動勢力はいつまでも強いのか等の問題を考えようとはしない。

社会構造の変化が大衆運動を表出させるとすれば、社会的生産力上昇した資本主義の発達、すなわち社会の「進歩」は社会を不安定にし、この不安定性に対する人間の日常生活から発する抵抗として、暴動も反動も生ずるように、私には思える。

しかしいタリア社会党改良派は、資本主義的進歩とこれに照応する文化の遷移を経て社会主義に到達するからには、变ろうとしない遅れた民衆を啓蒙しなければならない、啓蒙できると考えたのであった。それゆえ、ゼネラル・ストライキに対する改良派の嫌惡も、まさにそれが啓蒙の不可能な大衆運動形態であるためだと考えられるのである。

注

- (47) Filippo Turati, Il partito socialista e l'attuale momento politico, in Socialismo e riformismo……, op. cit., pp. 114～129.
- (48) 「単一の反動集塊」というのは、ゴータ綱領中の文句で、元来はラッサール的觀念。

The Labour Movement and the Reformists of the Partito
Socialista Italiano (1901-1902)

by Ryusaku YOKOYAMA

1. In 1901 and 1902, the Italian Socialist Party supported the Zanardelli (Constitutional monarchy-left) Cabinet from the outside of the Cabinet. The Cabinet was known to have pure bourgeois character. The Italian Socialist Party was the directive core of the crescendo labour-peasant movement. The object of this note is to study the action and the conception of the Reformists of the Italian Socialist Party in this contradicted phase.
2. In June, 1900, the Socialist Party won 33 seats at the general election of the Chamber of Deputies. In August, 1900, the 6th Italian Socialist Party Congress of Rome adopted a "Minimum Program".
3. In December, 1900, the general strike broke out in Genova and the labours won in it. On February 4th, 1901, in relation to this incident, Giovanni Giolitti (Constitutional monarchy-left) made a speech of the liberal new course. On February 14th, the Zanardelli Cabinet (Giolitti, the Minister of the Interior) was established.
4. Under the Zanardelli Cabinet, the Socialist Party contemplated to realize the liberation of the labour movement and the social reform that was part of the "Minimum Program", and they voted for the budget of the Ministry of Foreign Affairs on June 15th and also voted for the budget of the Ministry of Interior on June 22nd. But, in the midst of increased agricultural disputes in 1901, an incident happened in Berra Ferrarese : four labourers of a farm were shot to death by soldiers.

5. In February, 1902, there was a general strike in Torino but it was suppressed by the military. On March 15th, 1902, at the vote of confidence of a Cabinet in the Chamber of Deputies, the majority (the reformists) of the members of the Socialist Party supported the Cabinet, but the minority opposed it.
6. In September, 1902, the Reformists triumphed over the Anti-reformists after the heated discussion at the 7th Congress of the Italian Socialist Party (Imola).
7. I have studied of the typical thesis: Filippo Turati, "Il partito socialista e l'attuale momento politico" (Critica Sociale, July 16, 1901). In short, the scheme of the Reformists' way of thinking was as the following: (A) Bad things; a reactional Constitutional monarchy—right and anarchists in the backward Italian culture and also an existènce of the masses which are not educated by Socialism, (B) Good things; Constitutional monarchy—left (the liberal progressive bourgeoisie), the Socialist Reformists and organized workers following the Reformists would arrive at Socialism through social reform and respect of liberty and law. The Reformists of the Socialist Party possessed the thoughts of evolutionism and enlightenment, however, they did not give a deep thought on the mass movement as a reaction to the social structural change generated by the development of Capitalism.